

## 各種会議の現状

### 1 設置状況（本会議を除く）

	区 分	名 称
法定	常 任 委 員 会	総務委員会、文教福祉委員会、経済産業委員会、建設環境委員会
	特 別 委 員 会	本庁及び支所の機能に関する調査特別委員会
	議会運営委員会	議会運営委員会
	協議又は調整を行うための場	全員協議会、議会広報広聴委員会、議会運営等改革検討会
法定外	その他の会議	会派代表者会議、議案勉強会、常任（特別）委員研究会、常任（特別）委員勉強会、常任委員会正副委員長会議、政務調査費調整会議、初会合、議会報告会ほか

※「法定（法定外）」とは、法・条例等に基づく（基づかない）会議

### 2 協議又は調整を行うための場

#### （1）根拠法

地方自治法 100 条 12 項（平成 20 年 9 月 1 日施行）

『議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる』

#### （2）法の趣旨

議会の議員活動のうち、議案の審査や議会運営の充実に資する目的で開催されている各派代表者会議、全員協議会等の議会内の法定外の会議について、会議規則に定めることにより、議会活動の範囲に含まれ得ることを明確しようとしたもの。そこには、当然、本会議・常任委員会等と同様に説明責任の徹底及び透明性の向上を重視した運営が求められる。会議（協議又は調整を行うための場）の委員にも、他の法定会議と同様に出席義務等の法的拘束を受ける。

なお、議会内の任意の会議をこの趣旨のもと、会議規則に定める（法定会議への移行）かどうかは、各市議会が判断すべきものである。

### (3) 他市議会の設置状況

(九州県都及び佐賀県、H26.1.28現在)

佐賀市	3	全員協議会、議会広報広聴委員会、議会運営等改革検討会
長崎市	5	全員協議会、各派代表者会議、世話人会、 常任委員会正副委員長会議、特別委員会正副委員長会議
福岡市	-	
熊本市	4	全員協議会、予算決算委員会理事会、議会広報委員会、 政策条例検討会
大分市	4	全員協議会、会派代表者会議、広報委員会、議会活性化推進会議
宮崎市	3	全員協議会、代表者会、議会活性化検討委員会
鹿児島市	-	
那覇市	4	全員協議会、各派代表者会議、正副委員長会議、 議会史編さん委員会
佐賀県	7	世話人会、図書室運営委員会、選挙管理委員等選考委員会、 選挙区及び定数検討委員会、政策条例検討委員会、 議会改革検討委員会、新人議員説明会

### 3 法定外会議の問題点

- (1) 議会基本条例の趣旨とは裏腹に、存在はもとより役割・構成・開催・会議の内容・決定事項の拘束力等が必ずしも市民に明らかにされていない。

※議会基本条例(第3条第2項)

議会は、主催者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会として、市民参加を目指して活動するものとする。

- (2) 法定会議である委員会や協議又は調整を行うための場との役割区分が明確でない。
- (3) 公務災害、費用弁償の取扱いの対象とはならない(実質的には公務である議会活動と言えるが、法的根拠がないこと、透明性の確保が不十分であること等の理由から)。

### 4 各種会議の位置付けについての検討課題(案)

- (1) 議会運営委員会の位置付けの明確化
- (2) 協議又は調整を行うための場の位置付けの明確化
- (3) 代表者会議の位置付けの明確化
- (4) 議会運営委員会、協議又は調整を行うための場、代表者会議との関係
- (5) 法定外会議の位置付けの明確化
- (6) 各種会議の決定事項の取扱い
- (7) 既存法定会議の活動範囲の拡大(=法定外会議を既存法定会議の活動と位置付ける)
- (8) 法定外会議の法定会議への移行の必要性
- (9) その他

## 『各種会議の位置付け』の検討に入る前に

### 1 検討課題の確認（前回会議での決定事項を再掲）

- (1) 議会運営委員会の位置付けの明確化
- (2) 協議又は調整を行うための場の位置付けの明確化
- (3) 代表者会議の位置付けの明確化
- (4) 議会運営委員会、協議又は調整を行うための場、代表者会議との関係
- (5) 法定外会議の位置付けの明確化
- (6) 各種会議の決定事項の取扱い
- (7) 既存法定会議の活動範囲の拡大（＝法定外会議を既存法定会議の活動と位置付ける）
- (8) 法定外会議の法定会議への移行の必要性
- (9) その他

### 2 「議会運営委員会」と「協議又は調整を行うための場」との調整の必要性

議会運営委員会の所管事項は、その法制化の経緯から、会期中の本会議の運営や委員会間の調整にとどまらず、議会内の雑多の問題を網羅しており、議会運営すべてを含むように設計されている。そこには、さらに協議又は調整を行うための場が設置されることを想定していないため、相互の所管事項を明確に区別することは難しい。このため、協議又は調整を行うための場を設置するに当たっては、相互に関連する検討事項等が発生した場合、相互に関わりあうのか、役割を分担するのか等の調整が必要となる。

議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の運営に関する事項</li> <li>・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</li> <li>・議長の諮問に関する事項</li> </ul>
協議又は調整を行うための場	議案の審査又は議会の運営に関する事項

<参考> 1 佐賀市議会運営委員会運用内規

協議事項（上記を除く）⇒①議会の予算に関すること  
②議会の施設に関すること

2 佐賀市議会の運営に関する申し合わせ

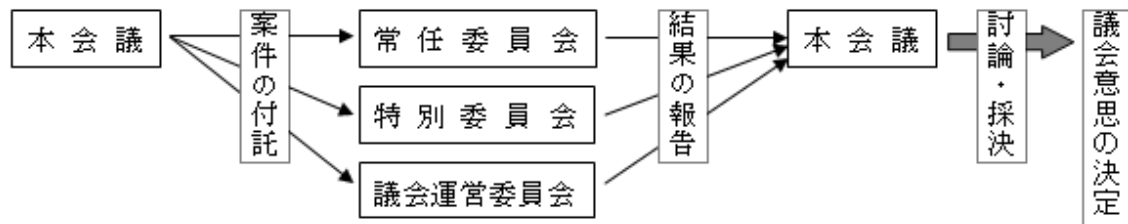
議会基本条例の推進機関は、議会運営委員会とする。

### 3 「委員会」と「協議又は調整を行うための場」の所管事項の区分

#### 代表者会議での現在の申し合わせ事項

協議又は調整を行うための場の所管事項は、法では「議案の審査（執行部関連）」と「議会の運営（議会関連）」を規定しているが、本市議会では、「議案の審査（執行部関連）」については、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が所管するものとし、「議会の運営（議会関連）」については、議会運営委員会、協議又は調整を行うための場及び代表者会議等が所管するものとしている。この区分は、その当時の「議会広報調査特別委員会」の常任委員会化を代表者会議で検討する際に協議・決定された事項で、この決定を受け、議会広報調査特別委員会は、その設置目的が議会広報という執行部に関係のない（議会関連）ことであることから、常任委員会ではなく、協議又は調整を行うための場として「議会広報広聴委員会」となっている。

### 4 議会意思の決定プロセス①（法・会議規則等で手続きが規定されている案件の場合）



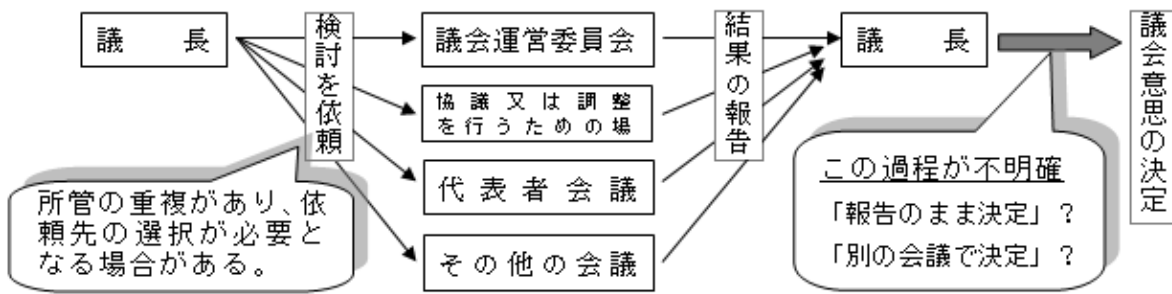
<補足> 1. 各委員会は、本会議の下審査機関として付託を受けた案件を審議し、その表決結果を本会議に報告するが、最終的な決定は本会議（全議員）で行う。

2. 各委員会に付託する案件は、議会内の申し合わせに基づき、各委員会の所管に応じて、議会運営委員会が区分しているため、各委員会が審議する案件の重複は生じない。

なお、特別委員会の所管については、常任委員会の所管事項のなかから本会議の議決によりその一部（特定案件）を実質的には付託替えするものであり、その案件は当然に常任委員会の所管から除かれることになる。

3. 本会議からの案件付託をもって、各委員会ははじめて本会議のもつ権利を委任され、その独立性や権利行使が担保される。このため、閉会中の継続審査・所管事務調査の議決を得ない限り、通常、その活動は会期中に限られる。

5 議会意思の決定プロセス②（議会内の案件の場合）



- <補足> 1. 案件にもよるが、「代表者会議」、「議会運営委員会」及び「全員協議会」については、検討結果がそのまま議会意思として決定されることが多い。
2. 「議会広報広聴委員会」については、議会だよりの発行に関しては、検討結果がそのまま議会意思として決定されているが、その他の所管事項については、代表者会議や全員協議会での報告等を経て決定されることが多い。
3. 当「議会運営等改革検討会」については、現在のところ、検討結果を尊重するとされてはいるものの、検討結果は議長に報告し、最終決定は議会運営委員会ですることになっている。
4. 「議会改革事項」については、議会基本条例では議会運営等改革検討会が所管するとなっているが、議会運営委員会が所管する議会基本条例の推進や議会運営に関する事項、議会広報広聴委員会が所管する議会の広報広聴に関する事項との区分が案件によっては難しい。

【参考：他市の決定プロセス】

- 事例① 議長⇒**検討する会議**（決定）⇒議長（周知）
- 事例② 議長⇒**検討する会議**⇒議会運営委員会（決定）⇒議長（周知）
- 事例③ 議長⇒**検討する会議**⇒代表者会議（決定）⇒議長（周知）
- 事例④ 議長⇒議会運営委員会⇒**検討する会議**⇒議会運営委員会（決定）⇒議長（周知）
- 事例⑤ 議長⇒代表者会議⇒**検討する会議**⇒代表者会議（決定）⇒議長（周知）

※④⑤については、**検討する会議**での検討が不必要と議会運営委員会・代表者会議が判断すれば、当該会議で検討されている。

6 各種会議の人選の現状

議会運営委員会	会派選出議員（条例定数10人を会派所属議員数比で割振り） ※準会派議員各1名をオブザーバーとして出席要請
代表者会議	会派代表者各1名＋案件に応じ準会派代表者各1名
協議又は調整を行うための場	会派及び準会派選出議員

## 議会運営委員会の位置付けについての主な意見

○第3回会議（H26.2.14）での意見

1	議会運営委員会の位置付けは、合併前の議会ごとに違っていたと思われる。その意味で、この検討会で代表者会議との関係など現状の問題点を出しあい、議会内での認識の一致が必要と感じる。
2	当市議会は、現在、代表者会議を正式な会議としていない。条例等に規定した正式な会議で議論し、決定していくのが本来の姿だろうと思う。代表者会議を正式な会議とする方法と、正式な会議として位置付けられている議会運営委員会で決定する方法が考えられるが、議会運営にかかわるものは本来、議会運営委員会でやるべき。代表者会議では、対外的な部分を調整するぐらいに留めるべき。
3	代表者会議が任意の会議である以上、正式な会議である議会運営委員会の役割を整理していくべき。そうすることで、おのずと代表者会議等、他の会議の位置付けが決まってくると思う。代表者会議を正式な会議と位置付ければ話は変わるが、その必要はないと思っている。
4	かねてから議会運営委員会より代表者会議の権限が強いとの思いがある。議会運営委員会は、本会議会や委員会の流れ等、決まったことを追認するイメージが強い。議会改革等の重要案件の決定にしても、代表者会議での決定を形式上、議会運営委員会に持ってきて、結果追認している。議会運営委員会は、ある意味で形骸化している。正式な会議である議会運営委員会がきちりとその役割を發揮できる体制づくりが必要だと思う。
5	議会の運営及び議会の施設に関しては全て議会運営委員会で、それ以外を代表者会議で議論することでいいと思う。
6	代表者会議は、あくまで任意の会議であって、最終的には議会運営委員会にある程度の権限を持たせないと、物事が先に進んでいかない。
7	会議の位置付けは、これまでのやり方にとらわれることなく、ゼロベースで見直すという方向で議論すべき。
8	議会運営委員会に決定権を持たせ、その機能を高めていくという方向性は、その設置の経緯・法規定の背景から当然のことだと思う。ただし、少数意見をどうくみ上げていくかは別途議論が必要ではないか。

## 各種会議の位置付けについて（素案）

前回会議で出された各委員からの意見（資料1）から、検討のたたき台として以下のとおり素案を提示する。

### 1 素案の考え方

(1) 現状及び法規定の趣旨を踏まえ、最終的な決定の場を「議会運営委員会」と「代表者会議」の2つの会議とし、次の考え方により、議会内の検討案件すべてをこの2つの会議に区分している。

**議会運営委員会**⇒①検討の過程や決定の理由に透明性（情報公開）が求められるもの。

②検討の結果（決定）が議会運営に影響を及ぼすもの。

③議会基本条例に規定されているもの。

**代表者会議**⇒①会派（準会派）間での調整、情報共有が必要であるもの。

②人事等の非公開情報に属するもの。

③（議会運営委員会が組織されていない場合の代替機能）

(2) 「協議又は調整を行うための場」は、法規定の経緯・趣旨を踏まえ、上記2つの会議から依頼（所管事項の付託）された案件について、より詳細な協議及び議員間の調整を行う場と位置付けている。

(3) 「協議又は調整を行うための場」の決定事項の取扱いについては、最終的な決定の場である「議会運営委員会もしくは代表者会議」で最大限尊重されることを想定している。

なお、「議会運営委員会もしくは代表者会議」でその所管事項の一部を「協議又は調整を行うための場」に完全に委任（移管）すると決定された場合は、「協議又は調整を行うための場」は最終的な決定の場となり得る。

(4) 「その他の会議」については、前記（2）、（3）と同様の位置付けとしている。

(5) 各種会議の所管・役割等の位置付けを提示するもので、その人選・会派制との関係等については別途検討することを想定している。

## 2 素案①＝「議会運営委員会と代表者会議」の所管事項

### (1) 議会運営委員会

【下線は、所管替え又は追加した項目】

1 議会の運営に関する事項	①会期 ②議事日程 ③議席 ④質問 ⑤発言 ⑥選挙 ⑦意見書・決議案の取扱い ⑧請願・陳情の取扱い ⑨議案の取扱い ⑩本会議の議事進行 <u>⑪議会内会議（常任委員会・特別委員会・協議又は調整を行うための場・その他会議）の新設・改廃</u> ⑫議会内会議間の調整 ⑬その他議会運営上必要な事項
2 会議規則、委員会に関する条例等に関する事項	①議会関係の例規及び内規の制定・改廃 ②議会の先例
3 議長の諮問に関する事項	①議会の予算 ②議会棟 ③議会基本条例の推進 <u>④全員協議会の開催（協議・調整事項）</u> ⑤議員の研修 <u>⑥議員の身分 ⑦政治倫理 ⑧議会の防災組織</u> ⑨その他議長が諮問する事項

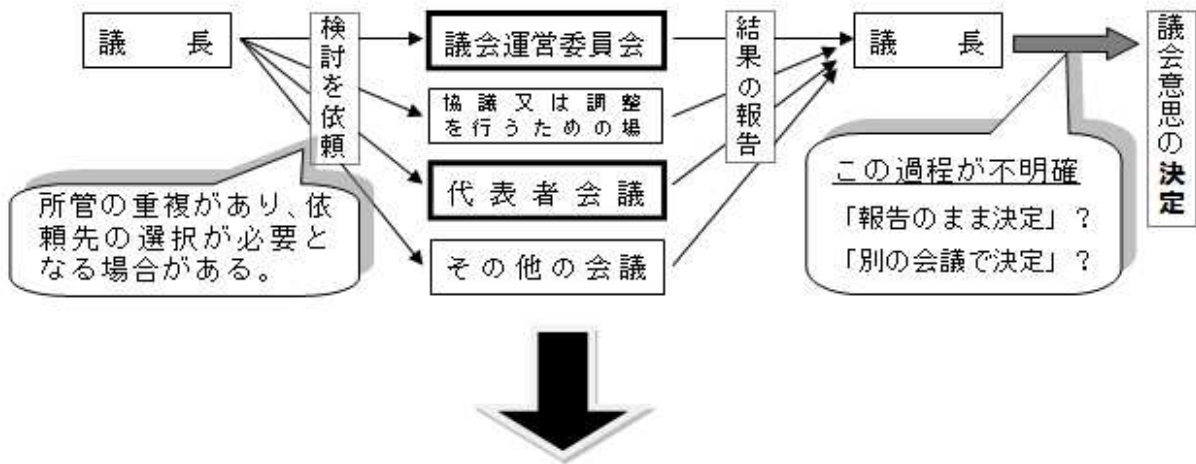
### (2) 代表者会議

【下線は、所管替え又は追加した項目】

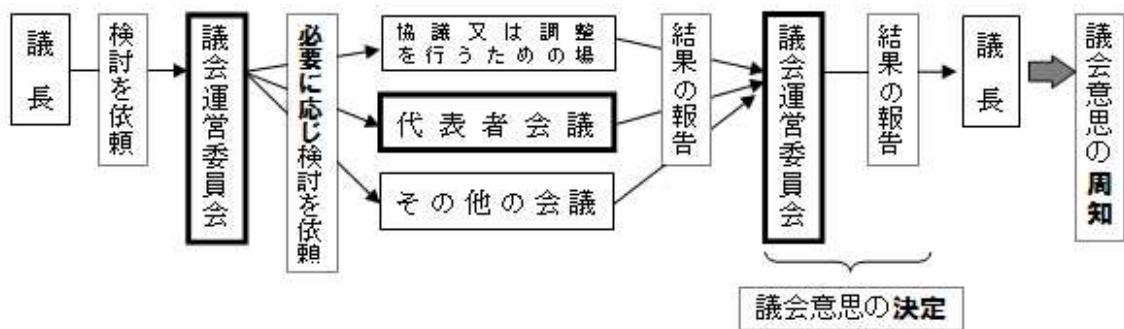
1 会派（準会派）間の連絡・調整に関する事項
2 議席・議員控室の配分に関する事項
3 議会内人事の調整等に関する事項
4 議会選出人事の調整等に関する事項
<u>5 全員協議会の開催（報告事項）に関する事項</u>
<u>6 議員の福利厚生に関する事項</u>
<u>7 議会及び議長の交際費の運用に関する事項</u>
<u>8 外部組織からの議会への案内等に関する事項</u>
<u>9 市政上重要な案件の報告に関する事項</u>
<u>10 一般選挙後、議会運営委員が選出されるまでの間の議会運営に関する事項</u>



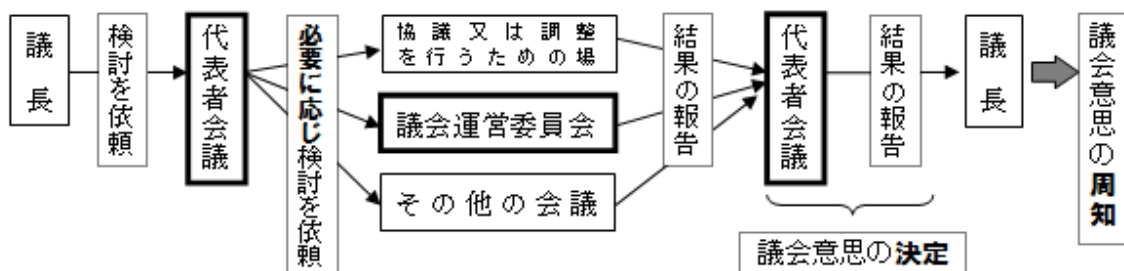
### 3 素案②＝議会意思決定のプロセス（議会内の案件の場合）



#### (1) 議会運営委員会の所管に属する議会内の案件



#### (2) 代表者会議の所管に属する議会内の案件



#### 必要に応じ検討を依頼とは？

議長から検討の依頼を受けた会議が、詳細な議論・多くの意見聴取等が必要と判断した場合に、その検討を別の会議に委ね（所管事項の付託）、その結果の報告を求めることをいう。

別の会議での検討結果を参考にし、かつ尊重しながら案件の処理方法等を決定し、別の会議の検討結果とともに議長に報告する。

## 法定外会議の位置付けについての主な意見(前回会議)

○第4回会議 (H26.3.17)

- A** = 「法定会議へ移行すべき」との意見  
**B** = 「既存法定会議の活動範囲に含めるべき」との意見  
**C** = 「A又はBのいずれかとすべき」との意見  
**X** = 「現状のどおり(法定外会議のまま)とすべき」との意見

代表者会議	<b>A</b>	・その活動内容、公務災害等の問題から法的担保が必要。
	<b>X</b>	・会派間の連絡調整会議との位置付けをしていることから、議会活動が円滑に行うためにも、本音で議論できる任意の場を確保しておく必要がある。公開の場では話せない部分も出てくる。
議案勉強会	<b>C</b>	・その活動内容、公務災害等の問題から法的担保が必要。
委員研究会	<b>A</b>	・その活動内容から通常の委員会活動の範囲にある。委員会が閉会中に所管事務調査を行うことを議決している以上、当然にこの所管事務調査の範囲に含めるべき。ただし、含めるとなれば、所管事務調査による会議開催の範囲等を明確に定義し、議会内で共有する必要がある。 ・任意の会議である以上、今後、執行部が安易に開催を要請することが危惧される。
	<b>C</b>	・のちに議案になることが想定される案件について開催されることが多く、情報収集という意味で執行部と質疑応答をしている。 ・陳情、請願等についての協議など、緊急もしくは臨時に必要な協議は現状では研究会の扱いとなるが、委員会としてその協議に責任を持つ必要がある。
正副委員長会議	<b>C</b>	・その活動内容、公務災害等の問題から法的担保が必要。
政務活動費調整会議	<b>C</b>	・その活動内容、公務災害等の問題から法的担保が必要。
議員研修会	<b>C</b>	・その活動内容、公務災害等の問題から法的担保が必要。
議会報告会	<b>C</b>	・議会基本条例に基づいて、議会として議員全員で同じ目的をもって活動している。
初会合	<b>A</b>	・その活動内容、公務災害等の問題から法的担保が必要。
会議の特定なし	<b>C</b>	・議会基本条例を推進するために、議会として今後いろいろな会議を設置する必要が生じ、その会議の活動の一環として当然に外部との意見交換や情報集が必要となることが予想される。その意味で <u>全ての会議に法的担保を持たせるべき。</u>

## 法定外会議の位置付けについて

### 1 検討を要する法定外会議

当市議会に設置されている法的根拠がない会議は、主に下記のとおりである。

- |             |               |                |
|-------------|---------------|----------------|
| (1) 代表者会議   | (2) 議案勉強会     | (3) 委員研究会（勉強会） |
| (4) 正副委員長会議 | (5) 政務活動費調整会議 | (6) 議員研修会      |
| (7) 議会報告会   | (8) 初会合       |                |

### 2 法定外会議の問題点

- (1) 議会基本条例の趣旨とは裏腹に、存在はもとより役割・構成・開催・会議の内容・決定事項の拘束力等が必ずしも市民に明らかにされていない。

※議会基本条例（第3条第2項）

議会は、主催者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会として、市民参加を目指して活動するものとする。

- (2) 法定会議である委員会や協議又は調整を行うための場との役割区分が明確でない。
- (3) 公務災害、費用弁償の取扱いの対象とはならない（実質的には公務である議会活動と言えるが、法的根拠がないこと、透明性の確保が不十分であること等の理由から）。

### 3 検討課題

- (1) 位置付けの明確化

前回会議（H26.3.17）で正副会長提示の素案（資料2「各種会議の位置付けについて」）が修正なく承認されたため、下記の取扱いとなる。

「議会運営委員会もしくは代表者会議」から依頼（所管事項の付託）された案件について、より詳細な協議及び議員間の調整を行う場として位置付ける。

- (2) 決定事項の取扱い

- (1) 同様の理由で、下記の取扱いとなる。

最終的な決定の場である「議会運営委員会もしくは代表者会議」で最大限尊重される。なお、「議会運営委員会もしくは代表者会議」から、その所管事項の一部を完全に委任（移管）された場合は、最終的な決定の場となり得る。

(3) 既存法定会議の活動範囲の拡大 (=現在の活動を既存法定会議の活動と位置づける)

「○」・・・拡大が可能 「×」・・・拡大は難しい

- ① 代表者会議 ⇒× 議会運営委員会の活動範囲とすることが可能であるが、代表者会議と議会運営委員会の所管事項等の位置付けを当検討会で決定している。  
協議又は調整を行うための場とするか否かの検討が妥当
- ② 議案勉強会 ⇒○ 全員協議会の活動範囲とすることが可能ではないか？  
・執行部の依頼によるが、全議員を対象に開催している。  
・本会議の議案質疑に内容が酷似している。
- ③ 委員研究会 ⇒○ 委員会の活動範囲とすることが可能ではないか？  
・執行部の依頼によるが、委員会委員を対象に開催している。  
・案件が委員会の所管事務調査の範囲と考えられる。
- ④ 正副委員長会議 ⇒× 正副委員長のみを対象とする法定会議がない。  
協議又は調整を行うための場とするか否かの検討が妥当
- ⑤ 政務活動費調整会議 ⇒× 会派会計担当者のみを対象とする法定会議がない。  
協議又は調整を行うための場とするか否かの検討が妥当
- ⑥ 議員研修会 ⇒○ 対象を全議員だけとすれば全員協議会の活動範囲とすることが可能ではないか？  
× 本市議会で議員の研修体系を検討中である。その結果によっては研修の対象が現在の法定会議の対象と一致しないことがあり得る。(例：全議員研修、新人議員研修など)  
協議又は調整を行うための場とするか否かの検討が妥当
- ⑦ 議会報告会 ⇒○ 全員協議会の活動範囲とすることが可能ではないか？  
・全議員で実施している。  
・統一した資料により実施している。  
× 全議員で実施しているが、実際には班分けを行い、班独自の対応が求められる場合がある(市民との意見交換等)。  
協議又は調整を行うための場とするか否か、又は議員派遣の手続きにより公務性を担保するか否か、の検討が妥当
- ⑧ 初会合 ⇒○ 全員協議会の活動範囲とすることが可能ではないか？  
・全議員を対象に開催している。  
× 4年に一度の改選期に開催される会議であり、その内容は議員のレクチャーや日程調整等である。  
協議又は調整を行うための場とするか否かの検討が妥当

(4) 法定会議への移行の必要性

すべての法定外会議が地方自治法 100 条 12 項に根拠を置く、法定会議（協議又は調整を行うための場）とすることができる。

ただし、法定化への移行（既存法定会議の活動範囲の拡大を含む）を検討するに当たっては、下記のメリット・デメリットを踏まえる必要がある。

- 【メリット】
- ①公務災害が適用される。
  - ②費用弁償の対象となる。
  - ③視察旅費等の予算措置が可能になる。
  - ④会議の公示する（存在を明らかにする）必要があるため、議会の透明性が向上する。
  - ⑤会議の所管事項を明確に定める必要があるため、他の会議との役割分担が明確になる。
  - ⑥本会議等の公の場で、会議名称や会議内容の引用が可能になる。

- 【デメリット】
- ①会議録調製の義務付けはないが、公文書としての会議記録が必要となる。
  - ②会議記録作成の手法により大小はあるが、議会事務局の事務量が增大する。
  - ③会議の所管事項を超えた調査はできないなど、会議運営の柔軟性が低下する。
  - ④議員個々に対する会議の拘束性・優先性が高まる。
  - ⑤会議の成果が期待される。

<参考資料>他市議会の「協議又は調整を行うための場」の設置状況

(九州県都及び佐賀県、H26.1.28 現在)

佐賀市	3	全員協議会、議会広報広聴委員会、議会運営等改革検討会
長崎市	5	全員協議会、各派代表者会議、世話人会、常任委員会正副委員長会議、特別委員会正副委員長会議
福岡市	—	
熊本市	4	全員協議会、予算決算委員会理事会、議会広報委員会、政策条例検討会
大分市	4	全員協議会、会派代表者会議、広報委員会、議会活性化推進会議
宮崎市	3	全員協議会、代表者会、議会活性化検討委員会
鹿児島市	—	
那覇市	4	全員協議会、各派代表者会議、正副委員長会議、議会史編さん委員会
佐賀県	7	世話人会、図書室運営委員会、選挙管理委員等選考委員会、選挙区及び定数検討委員会、政策条例検討委員会、議会改革検討委員会、新人議員説明会

## 法定外会議の位置付けについての主な意見

○第5回会議（H26.4.11）での意見

### 1 代表者会議

山下明子 委員	柔軟な対応が必要ということで法定化しないほうがいいという意見があるが、実際法定化しているところの運用状況を聞いたうえで、可能であれば法定化すべき。法定化することにより生じるかもしれない問題を不安視して法定化しないほうがいいとの意見があるなら、法定化しているところ状況を検証したうえで判断すべき。そのうえで法定化が難しいのであれば現状のままでいいし、工夫次第でやりようがあるなら法定化を考えていい。原則、議会には秘密はいらないという立場にたっている。議員活動を補償するという立場からも法定化が望ましい。
千綿正明 委員	これまであいまいになっていた代表者会議と議会運営委員会の役割分担をこの検討会で明確にしたことで、代表者会議の役割はこれまでより狭まっているので、あえて法定化する必要はないと思う。透明性を求められるものは、議会運営委員会の役割としている。これまでの代表者会議では公にできない案件はあまりなかったと記憶しているが、「公開する・しない」は法定でも、法定外であっても当市議会の判断のできるもので、当検討会で決定した代表者会議の所管は、あくまで会派間の調整等であることから、あえて法定化する必要はない。現状で「法定化する・しない」にある問題が公務災害の問題だけならば、代表者会議の今後の開催頻度を考えれば法定化する必要はないと思う。
松尾和男 委員	代表者会議が任意の会議である以上、正式な会議である議会運営委員会の役割を整理していくべき。そうすることで、おのずと代表者会議等、他の会議の位置付けが決まってくる。代表者会議を正式な会議と位置付ければ話は変わるが、その必要はないと思う。
山下伸二 委員	代表者会議は、法定化にそぐわないと思う。
池田正弘 委員	他市の状況を見るのもいいが、当市議会は当市議会として判断すればいい。法定化する必要はない。
松永憲明 委員	代表者会議のこれまでの案件を思い起こしてみると、表に出せない部分が確かにあった。会議を法定化する、会議を公開する、となった場合、こういう話がやりにくくなる場合もでてくる。法定化しないほうが、柔軟な会議運営が可能となる。逆に言えば、法定化のメリットが見えにくいし、デメリットのほうが大きいような気がする。
松永幹哉 委員	法定化することにより、またその調整・準備のための新たな任意の会議が必要になるかもしれない。柔軟性を持たせる意味でも、法定化しないほうがいい。
白倉和子 委員	代表者会議の役割を明確にしたい以上、それを前提に法定化した場合のことを考えると情報公開の対象となる公文書作成が必要となってくる。代表者会議が議会運営委員会の役割まで担ってる議会があるようだが、その役割を代表者会議でどう取り扱っているかについて知りたい。結論としては、法定化するメリットよりもデメリットのほうが大きいような気がする。非公開としても、時期がきたら公開することになる。結局は、公になることを前提に調整・協議をする必要が生じ、協議がしにくくなる部分が生じることは避けられない。

野中宣明 副会長	代表者会議と議会運営委員会の所管の見直しをした。これまでは、代表者会議の開催頻度が高かったが、見直し（案）どおりいけば、今後は、議会運営委員会の開催頻度が高まる。代表者会議の公務災害を考えるなら、法定会議の開催日にあわせてやる手もある。
-------------	--

## 2 議案勉強会

松尾和男 委員	全員協議会でいい。
松永幹哉 委員	法定会議とした場合、基本的に出席が義務化される。他の法定会議（一部事務組合議会等との優先順位を明確に定める必要がある。
千綿正明 委員	事前審査といっても可否をとるわけではない。しかしながら、事前審査と思われないような共通認識は必要。これは全議員にかかわる問題なので会派に持ち帰って意見を聞いたほうがいいと思う。
山下明子 委員	県議会は、開会後に勉強会をしている。議会運営委員会で会期の考え方を整備することを含め、そのやり方の検討をしてもいいのでは。会期中にするなら全員協議会に含めることに何ら問題ないと思う。
山下伸二 委員	「法定である・なし」で執行部の対応が変わるのか、事務局の業務量がどうなのかという視点も必要。
堤正之 委員	現状をみると、必要な議案だけ聞いて、それぞれの議員が用務のために抜けている状況がある。法定化されると基本的にはそういうことができなくなるが、それでもいいのかという話をきっちりすべき。その時間（2～3日）を完全に拘束されることになるわけだから。公務災害の問題は確かに議員にとって大きい問題だとは思いますが、それありきの議論ではいけない。自由をとるか、拘束をとるかということだと思う。

## 3 委員研究会

千綿正明 委員	全議員が参加できる日程調整が必要になるという問題がある。日程の決定の手法等についても平行して協議が必要ではないか。その他の議員活動に支障をきたさないとも限らない。
山下明子 委員	閉会中の特別委員会の日程調整と同じではないか。委員会を開催しているのに、研究会としてある時間から切り分けることに違和感がある。閉会中の所管事務調査を慣例で申し出ている以上わかる必要はない。
松永憲明 委員	委員会の閉会中の活動が担保されているのであれば、あえて研究会とする必要はない。全議員のスケジュールを確認しながら日程を決めていくのは現実的には無理。
堤正之 委員	欠席届を出さなければいけないなどの制約があるので、柔軟性をもった取扱いがほしい。
白倉和子 委員	原則、公務優先という程度いいのかと思う。

## 4 議員研修会

山下伸二 委員	現在、検討中の議員の研修体系ができあがってからのほうが共通認識にたつての議論がしやすいため、研修体系の構築を待って議論したほうがいい。研修体系がみえないと開催頻度もつかめない。
山下明子 委員	視察に行く、講師を招くということのバランスを考えた場合は、現状のままという選択肢もある。
松永憲明 委員	研修体系がみえなくとも議論できるのではないか。
千綿正明 委員	広報面から考えれば「議員研修会」として法定化したほうがいい。

### <参考> 議会報告会

山下明子 委員	基本条例に基づくもので任意ではないので、位置づけるべき。準備行動まで入れるかは議論の余地あり。議員派遣でなく位置付けを。
千綿正明 委員	今後内容がかわっていく可能性があるので位置付け方が難しいのではないか。
堤正之 委員	事前準備を含め、活動の範囲が広い。それを含め位置付けが必要。
山下伸二 委員	事前準備まで公務扱いにする手段があるのか。事前・事後の調整は、広報広聴委員会の業務とすることで担保をとれないか。事務局の負担をふやさないよういまのやり方を踏襲する必要はある。
松永幹哉 委員	すでに体系化されており、市民意見を市長に伝えるところまで行っている。よって法定化すべき。
松永憲明 委員	事前に加えて、事後の業務も位置付ける方法があるか、検討が必要。



## 代表者会議を法定化している他市議会の状況

九州県都の市議会及び佐賀県議会のうち、代表者会議を法定化している長崎市、大分市、宮崎市、那覇市の状況をそれぞれ電話で聞き取り調査を行ったので報告する。

<H26.5 電話調査>

	会議情報の 公開・非公開の別		出席費用弁償支給 対象・対象外の別		特記事項
	法定化 (前)	法定化 (後)	法定化 (前)	法定化 (後)	
長崎市	公開	公開	対象外	対象外	従前から「非公開」調整会議の回長会議があったため、公開による不具合は生じていない。
大分市	非公開	公開	対象外	対象	案件により「非公開」の取扱いをしているため、公開による不具合は特にない。
宮崎市	非公開	非公開	対象外	対象	所管事項が議会内部（会派間調整）ということ理由に「非公開」としている。
那覇市	非公開	公開	対象外	対象	案件により「非公開」の取扱いをしているため、公開による不具合は特にない。

(注) 各市に共通のコメント

「議会内の主な案件は、会派間調整、執行部の人事案件・報告等を除き、そのほとんどを議会運営委員会で協議しているため、代表者会議の開催はあまりない。」

## 市議会のICT化に係る統計資料（資料：全国市議会議員会／H24.12.31現在）

### 1 議員等へのパソコンの貸与（配置）状況 ※複数回答あり

	議員1人に1台ずつ貸与している	会派ごとに貸与している	議長室に配置している	副議長室に配置している	議会図書室に配置している	公費による貸与は行っていない	その他
5万未満 (251市)	1市 0.4%	26市 10.4%	98市 39.0%	46市 18.3%	77市 30.7%	56市 22.3%	78市 31.1%
5～10万未満 (270市)	7市 2.6%	69市 25.6%	107市 39.6%	59市 21.9%	92市 34.1%	49市 18.1%	60市 22.2%
10～20万未満 (157市)	9市 5.7%	55市 35.0%	70市 44.6%	51市 32.5%	57市 36.3%	22市 14.0%	31市 19.7%
20～30万未満 (49市)	4市 8.2%	19市 38.8%	23市 46.9%	17市 34.7%	18市 36.7%	8市 16.3%	7市 14.3%
30～40万未満 (28市)	3市 10.7%	4市 14.3%	15市 53.6%	14市 50.0%	9市 32.1%	5市 17.9%	7市 25.0%
40～50万未満 (21市)	6市 28.6%	7市 33.3%	12市 57.1%	12市 57.1%	4市 19.0%	3市 14.3%	3市 14.3%
50万以上 (15市)	1市 6.7%	4市 26.7%	8市 53.3%	6市 40.0%	5市 33.3%	3市 20.0%	2市 13.3%
指定都市 (20市)	4市 20.0%	5市 25.0%	13市 65.0%	13市 65.0%	6市 30.0%	5市 25.0%	1市 5.0%
全市 (811市)	35市 4.3%	189市 23.3%	346市 42.7%	218市 26.9%	268市 33.0%	151市 18.6%	189市 23.3%

### 2 本会議場・委員会室等での議員のパソコン・タブレット端末・説明用スクリーン説明用パネルの使用許可状況

	本会議場	委員会室	その他
議員のパソコンの使用を許可している	32市 3.9%	53市 6.5%	192市 23.7%
議員のタブレット端末の使用を許可している	26市 3.2%	38市 4.7%	190市 23.4%
議員の説明用スクリーンの使用を許可している	13市 1.6%	29市 3.6%	224市 27.6%
議員の説明用パネルの使用を許可している	257市 31.7%	95市 11.7%	256市 31.6%

### 3 会議録の調整形態

	書面	電磁的記録
5万未満 (251市)	251市 100.0%	0市 0.0%
5～10万未満 (270市)	270市 100.0%	0市 0.0%
10～20万未満 (157市)	157市 100.0%	0市 0.0%
20～30万未満 (49市)	49市 100.0%	0市 0.0%
30～40万未満 (28市)	28市 100.0%	0市 0.0%
40～50万未満 (21市)	21市 100.0%	0市 0.0%
50万以上 (15市)	15市 100.0%	0市 0.0%
指定都市 (20市)	20市 100.0%	0市 0.0%
全市 (811市)	811市 100.0%	0市 0.0%

4 会議録検索システムの導入状況

	本会議会議録			委員会会議録		
	インターネットによる検索システムを導入している	庁内LANによる検索システムを導入している	その他	インターネットによる検索システムを導入している	庁内LANによる検索システムを導入している	その他
5万未満 (251市)	144市 57.4%	29市 11.6%	3市 1.2%	18市 7.2%	1市 0.4%	14市 5.6%
5～10万未満 (270市)	220市 81.5%	52市 19.3%	1市 0.4%	56市 20.7%	20市 7.4%	19市 7.0%
10～20万未満 (157市)	149市 94.9%	50市 31.8%	2市 1.3%	76市 48.4%	22市 14.0%	10市 6.4%
20～30万未満 (49市)	47市 95.9%	13市 26.5%	0市 0.0%	36市 73.5%	11市 22.4%	2市 4.1%
30～40万未満 (28市)	28市 100.0%	5市 17.9%	0市 0.0%	18市 64.3%	3市 10.7%	4市 14.3%
40～50万未満 (21市)	21市 100.0%	8市 38.1%	1市 4.8%	15市 71.4%	5市 23.8%	1市 4.8%
50万以上 (15市)	14市 93.3%	2市 13.3%	0市 0.0%	10市 66.7%	1市 6.7%	2市 13.3%
指定都市 (20市)	20市 100.0%	6市 30.0%	0市 0.0%	17市 85.0%	4市 20.0%	1市 5.0%
全市 (811市)	643市 79.3%	165市 20.3%	7市 0.9%	246市 30.3%	67市 8.3%	53市 6.5%

5 電子表決システムの導入状況

	電子表決(押しボタン式表決)システムを導入している
5万未満 (251市)	4市 1.6%
5～10万未満 (270市)	5市 1.9%
10～20万未満 (157市)	8市 5.1%
20～30万未満 (49市)	0市 0.0%
30～40万未満 (28市)	0市 0.0%
40～50万未満 (21市)	3市 14.3%
50万以上 (15市)	0市 0.0%
指定都市 (20市)	0市 0.0%
全市 (811市)	20市 2.5%

6 本会議・委員会の放送方法 ※複数回答あり

	本会議 (811市)	常任委員会				特別委員会			議会運営 委員会 (811市)
		予算審査 (32市)	決算審査 (15市)	予算・決算 審査(39市)	予算・決算 以外 (811市)	予算審査 (400市)	決算審査 (604市)	予算・決算 以外 (683市)	
庁舎内 モニターテレビ	527市 65.0%	2市 6.3%	1市 6.7%	9市 23.1%	50市 6.2%	86市 21.5%	98市 16.2%	41市 6.0%	21市 2.6%
庁舎内 音声放送	188市 23.2%	2市 6.3%	1市 6.7%	0市 0.0%	59市 7.3%	69市 17.3%	84市 13.9%	46市 6.7%	33市 4.1%
民放テレビ	4市 0.5%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%
ケーブルテレビ	307市 37.9%	3市 9.4%	0市 0.0%	3市 7.7%	14市 1.7%	30市 7.5%	29市 4.8%	9市 1.3%	1市 0.1%
ラジオ	46市 5.7%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	3市 0.8%	3市 0.5%	0市 0.0%	0市 0.0%
インターネット (生中継)	343市 42.3%	2市 6.3%	1市 6.7%	7市 17.9%	37市 4.6%	55市 13.8%	65市 10.8%	25市 3.7%	16市 2.0%
インターネット (録画配信)	427市 52.7%	2市 6.3%	1市 6.7%	10市 25.6%	39市 4.8%	54市 13.5%	64市 10.6%	23市 3.4%	16市 2.0%
その他の 放送方法	73市 9.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	2市 5.1%	27市 3.3%	32市 8.0%	33市 5.5%	25市 3.7%	19市 2.3%

7 インターネット上での議会の情報発信の有無

	情報発信している
全市 (811市)	811市 100.0%

8 インターネット上での議会の情報発信の内容

掲載内容	市数	掲載内容	市数
議会のしくみ、傍聴案内	784市 96.7%	行政視察報告	187市 23.1%
議長又は正副議長のあいさつ	305市 37.6%	議員報酬・費用弁償	133市 16.4%
議員名簿(委員会別、会派別など)	806市 99.4%	議長交際費	459市 56.6%
議員の顔写真(委員会別、会派別など)	627市 77.3%	政務調査費	280市 34.5%
その他の議員情報(住所、電話番号、メールアドレス、議員のウェブサイトなど)	641市 79.0%	議会活性化への取り組み紹介	211市 26.0%
会議日程	800市 98.6%	意見書・決議	335市 41.3%
議案一覧及び結果など	672市 82.9%	子ども向けのページ	93市 11.5%
質問通告書、質問内容など	706市 87.1%	議会用語の解説	182市 22.4%
議会だより	756市 93.2%	議長・副議長の日程	51市 6.3%
請願・陳情の提出方法、書式のダウンロードなど	717市 88.4%	クイズ	19市 2.3%
ネットによる議会中継など	438市 54.0%	外国語によるページ	57市 7.0%
会議録、会議録検索システム	782市 96.4%	携帯電話での閲覧用ページ	92市 11.3%
市民からの相談室、意見箱・掲示板など	131市 16.2%	その他	193市 23.8%

## 佐賀市議会のICT化の状況（流山市議会ICT推進基本計画との比較から）

### 流山市議会ICT推進基本計画（H23.3.17 実施する決議を議決）

#### 第1章 総論

##### 1 計画策定の背景

本市議会では平成21年3月に、「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、流山市議会基本条例が全会一致で可決され、同年4月1日施行された。それを受けて、同年10月には「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と情報通信技術（ICT）の推進を求める決議を全会一致で可決した。この決議文について具体的に事業を推進するため、このたび流山市議会ICT推進基本計画を策定するものとする。

また、本計画策定に当たっては、スカイプやユーストリームを活用し、外部アドバイザー（2名の大学教授、民間研究機関の研究者）とのリアルタイムによる協議手法も取り入れ、協議を重ね、さらには、執行部の協力もいただいた。

##### 2 計画策定の目的

本市議会は、民主主義の過程（プロセス）に市民が、より深くかかわる機会を得るために、「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現を図り、議会のオープン化（透明、参加、協働）に向けた有効手段のひとつとして、ICT技術の積極的活用を推進する。

#### 第2章 基本フレーム

##### 1 基本的な考え方

本計画の具現化にあたっては、市民へ最新の議会情報の提供と議会内情報の一元化を図り議会および議員活動の積極的展開と事務の合理化・効率化を推進すると共に市民との意見交換などを積極的に活用し、議会のオープン化を実現するものとする。

よって、流山市議会ICT推進基本計画は、以下の4点を基本事項とする。

- (1) 最新の議会情報を、分かり易く提供する。
- (2) 議会への住民の参加機会の拡大と関心の向上を図る。
- (3) 議会活動の積極的展開を図る。
- (4) 事務の合理化・効率化を進める。

#### 第3章 事業の展開

##### 1 ソフト面での計画事業（※は、実施年度及び計画年度）

###### (1) 市民との情報共有の拡充

- ア 本会議のインターネット（ライブ&録画）中継（平成18年9月から実施済）の改善

流山市議会 I C T 推進基本計画 (H23.3.17 実施する決議を議決)

- (ア) 録画のインターフェイスの見直し (※平成22年12月～実施)
- (イ) 画質向上の見直し (※平成24年以降に実現する方向で検討)
- (ウ) 議事録と録画の連携 (議会ホームページリンク)  
(※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)

イ 委員会のインターネット (ライブ & 録画) 中継  
(※平成22年4月から特別委員委員会で実験中)

- (ア) 常任委員会、特別委員会へのライブ中継の実施 (※平成23年度中に実施)
- (イ) 議事録と録画の連携 (議会ホームページリンク)  
(※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)



佐賀市議会 で実施済みの事業等

- ①本会議のテレビ中継 (ライブのみ / 地元ケーブルテレビ)
- ②本会議のインターネット中継 (ライブ・録画)

ウ 議会ツイッター公式アカウントの取得 (平成22年5月から公式アカウント取得)

エ 一般質問時のプレゼンテーションツールの利用 (※平成24年9月～実施)

オ 議会ホームページの充実 (※平成24年2月実施)

- (ア) インターネット (ライブ & 録画) 中継を行う委員会等の会議資料を事前にW e b サイトを通じて、市民に公開する。 (※平成23年度中に実施)
- (イ) 独自ドメイン取得 (※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- (ウ) 会派のW e b サイトを作成 (※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- (エ) 議員全員がW e b サイトを持つ支援体制の確立  
(※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- (オ) 議員個人のW e b サイトへのリンク  
(※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)

佐賀市議会 で実施済みの事業等

- ①議会単独ホームページの構築・運用
- ②議会運営等改革検討会の会議資料を議会ホームページで公開
- ③独自ドメインの取得
- ④一部会派で会派ホームページを作成
- ⑤議員個人のホームページへのリンク

流山市議会 ICT 推進基本計画 (H23.3.17 実施する決議を議決)

- カ 「ヤフーカレンダー」や「グーグルカレンダー」などの活用による議会日程の公表 (※平成23年4月～実施)
- キ 会派代表者会議のインターネットによる公開  
(※平成23年度中に実施の方向で検討)
- ク 全員協議会のインターネットによる公開  
(※平成23年度中に実施の方向で検討)
- ケ 議会報告会のインターネットによる公開  
(※平成23年度から実施の方向で検討)
- コ 議会中継を見る日キャンペーンの実施 (※平成23年9月～実施)



佐賀市議会で実施済みの事業等

- ①議会の行事予定(会議の開催等)を議会ホームページで公開
- ②議会の行事予定(会議の開催等)を議員に配信(FAX、メール)
- ③議会報告会の開催及び実績を議会ホームページで公開
- ④政務活動費実績報告関連資料を議会ホームページで公開

(2) 市民参加による議会運営

- ア 会議を傍聴した市民又は、報告会に参加した市民、あるいはインターネットで会議を視聴した市民からの意見を議会ホームページに公表し、議会運営に反映させる。  
(※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- イ インターネットによる議会アンケートの実施  
(※議会ホームページリニューアルに合わせて協議)
- ウ 議員と市民のツイッターやチャットによるリアルタイム意見交換  
(※平成23年度～実施の方向で検討)

佐賀市議会で実施済みの事業等

- ①議会報告会での市民意見を議会だより・議会ホームページで公表
- ②本会議傍聴者からの意見を必要に応じ議会だよりで公表
- ③執行部の「eさがモニター」を活用した市民アンケートを必要に応じ実施。  
(アンケート結果は議会だより・議会ホームページで公表)

（3）議員の情報活用能力及び活用環境の向上

- ア インターネットを利用した情報収集・発信力の向上  
(※平成23年度中に研修会の実施検討)
- イ 新聞記事検索データベースの活用 (※平成23年度～協議を継続)
- ウ 会議録検索システム導入 (平成15年12月より実施済)
- エ 先例集、市例規、会議録（本会議、委員会）索引、意見書・決議索引、図書室蔵書索引、議会保存の市長部局で作成した各種計画書等資料の索引等の電子化を図る。」  
(※平成24年度中に構築)
- オ 市内LAN（イントラネット）への議員の限定アクセス権  
(※平成24年10月～実施)

佐賀市議会で実施済みの事業等

- ①会議録検索システムを導入（本会議録のみ）
- ②市政概要を電子化

（4）議会内のペーパーレス化を促進

(※完全ペーパーレス化を原則とする方針で今後も協議を継続)

- ア 会議通知・各種式典等の案内通知の電子メール化 (※平成23年4月～実施)
- イ 発言通告書を電子化（議員により、一部実施済） (※平成23年4月～実施)
- ウ 予算書・決算書の電子化 (※平成17年3月より一部実施済) ※減刷も課題
- エ 予算・決算資料の電子化 (※平成23年度～実施)
- オ 会議録の電子化 (※平成15年3月より一部実施済) ※減刷も課題
- カ 議案書の電子化 (※平成24年6月～実施)
- キ 委員会室におけるパソコン&プロジェクターの活用  
(平成20年4月より一部実施済)
- ク 予算要望の電子化 (平成21年10月より一部実施済)
- ケ 予決指摘要望事項の電子化 (平成21年3月より一部実施済)
- コ 議員履歴の電子化 (※平成23年4月～実施)



流山市議会ICT推進基本計画（H23.3.17 実施する決議を議決）

サ 報酬明細の電子化（※平成23年度～実施）

シ 議会からの資料要求に対する執行部からの提出資料の電子化  
（※平成23年度中に実施の方向で検討）

佐賀市議会で実施済みの事業等

①会議開催通知の電子化（ペーパー通知、FAX通知と併用）

②議員履歴の電子化（議員履歴管理システムの導入）

2 ハード面での計画事業

(1) 議会内LANの構築

ア 本会議場（平成22年9月より実施済）

イ 議事堂（※平成23年度中に実施の方向で検討）

(2) 機器及びシステムの整備

ア スマートフォンを全議員に配布及びその積極的活用を図る。  
（※平成22年9月より実施済）

イ 電子採決システムの改善（※平成23年6月～実施）

ウ 議案書等の電子化を図るため、情報端末を全議員に配布する。  
（※平成24年6月～実施）

エ プリンター及びスキャナーを各会派に配備（※平成24年4月～実施）  
または、議会内LANの整備によりコピー機をオールインワン型にグレードアップ  
する。ID毎に誰がいつどんな内容のものを印刷したか記録できるようにしておく。

オ 議場におけるプレゼンテーションツールの整備（※平成24年9月～実施）

3 その他

(1) 計画の実施に当たっては、適切なセキュリティ対策を講じるものとする。

4 財源措置と計画の見直し

(1) 予算の伴う計画については、流山市議会基本条例第12条の規定に基づき、議会が主体的に協議し、要望していく。

(2) 情報通信技術の発達を踏まえ、常に時代に適合した事業の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

## 本会議の運営等について

### 1 定例会日程の例（概要）

開会 1週間前	招集告示 の翌日	招集告示 の翌々日	開会日	2～3 日間	5～8 日間	2～3 日間	1日間	1日間	閉会日
招集 告示	一般質問 通告締切	議会運営 委員会	開会、諸報告、 特別委員長中間 報告、議案付議、 提案理由説明	休会	一般質問 議案質疑	常任 委員会	議会運営 委員会	休会	委員長報告、 質疑、討論、 採決、閉会

### 2 一般質問・議案質疑

一般質問・議案質疑は通告制としている。一般質問は一問一答方式で実施している。

（ただし、1回目は総括方式）

#### (1) 通告書の提出締切

- ・一般質問通告 …… 招集告示日の翌日まで
- ・議案質疑通告 …… 議案質疑日程の2日前まで

#### (2) 質問・質疑の順序 …… 抽せん（通告書の提出順によるくじ引き）

#### (3) 議案質疑の回数 …… 3回まで

#### (4) 一般質問の発言時間 …… 答弁を含め基準を60分程度

#### (5) 質問権の付与 …… 本会議・委員会において、議員の質問に関連し、説明者である市長等の職員が、議長又は委員長の許可を得て、議員に対し質問の趣旨に留まらず、その根拠や考え方に至るまで質問することを認めている。

### 3 意見書・決議の取扱い

意見書案・決議案の提出締切日は定例会当初の休会日程の最終日とする。

提出された意見書案・決議案は、一般質問日程の2日目に各会派に配付し、一般質問・議案質疑日程の間を各会派の検討期間としている。

### 4 請願・陳情の取扱い

(1) 請願 …… 委員会付託日の2日前までに受理した請願書は、すべて常任委員会付託とし、以後提出された請願書は最終日前の議会運営委員会で取り扱いを協議する。

(2) 陳情 …… 陳情書が提出された場合は、速やかにその（写）を議員に配付する。

5 予算・決算の審査

予算・決算ともに常任委員会に分割付託し審査している。ただし、歳入については連合審査を行っている。

6 常任委員会

4つの常任委員会を設置している。議員は、必ず1つの常任委員会に所属し、任期は条例で2年と定めている。

7 特別委員会

特別委員会は、特定の事件、重要な問題の審査など、議会が特に必要と認めるとき、その案件ごとに設置される。

8 議会運営委員会

委員定数は10名とし、各会派（所属議員3人以上）から推薦した者を議長が指名する。議長は地方自治法105条の規定により出席、副議長は運用内規によりオブザーバーとして出席している。なお、申し合わせにより会派に準ずるクラブ等からもオブザーバーとして各1名が出席している。

9 本会議の開催状況（平成25年度）

会 別	会期 日数	本会議 日 数	常 任 委 員 会 審 査 日 数	開 催 日	会議時間	一般質 問人数	議案質 疑人数	傍聴 人数
6月 定例会	23	9	2	6/3,7,10~14,17,25	27時間59分	28	5	39
8月 定例会	31	9	5	8/26,29~30,9/2~6,25	23時間05分	22	5	62
10月 臨時会	3	2	0	10/30,11/1	0時間56分	-	-	2
12月 定例会	19	9	2	12/2,5~6,9~13,20	25時間56分	25	3	58
2月 定例会	21	8	4	2/27,3/4~7,10~11,19	29時間17分	27	4	70
合 計	97	37	13		107時間13分	102	17	231